

令和6年度 南阿蘇村行政改革推進委員会 次第

日 時 令和6年9月20日（金） 午後1時30分

場 所 南阿蘇村役場 大会議室

1. 開 会

2. 総務課長挨拶

3. 自己紹介

4. 令和5年度議論の振り返り

5 議 事

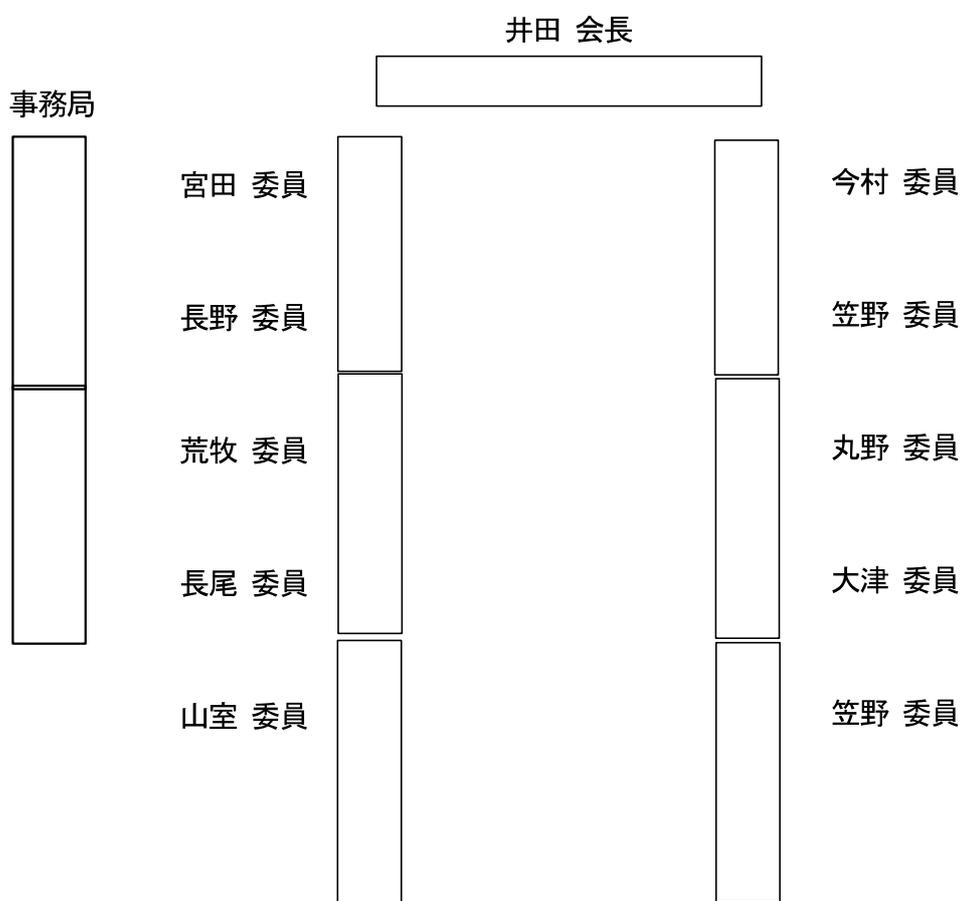
(1) 公共施設のあり方について

- ・ 村内公共施設一覧（総務課）・・・・・・・・・・資料1-1～資料1-2
- ・ 旧長陽西部小学校校舎（企画観光課）・・・・・・・・・・資料2-1
- ・ 「旧久石体育館」及び「村営住宅 原尻団地」（農政課）・・・資料2-2
- ・ 白水武道場（教育委員会）・・・・・・・・・・資料2-3

6. その他

7. 閉 会

令和6年度 南阿蘇村行政改革推進委員会 座席表



担当課



出入口

南阿蘇村行政改革推進委員会 委員名簿

	役 職	氏 名	所 属	役 職	区 分
1	会長	井田 貴志	熊本県立大学総合管理学部	教授	有識者
2	副会長	今村 竜喜	南阿蘇村議会	総務産業常任委員長	住民代表
3		笠野 眞喜	南阿蘇村議会	文教厚生常任委員長	住民代表
4		宮田 義久	南阿蘇村区長会	会長	住民代表
5		興呂木 静男	南阿蘇村区長会	副会長	住民代表
6		長野 修一	南阿蘇村区長会	副会長	住民代表
7		丸野 健一郎	南阿蘇村商工会	会長	住民代表
8		笠野 美由紀	南阿蘇村P T A連絡協議会	会長	住民代表
9		大津 昭一	南阿蘇村教育委員会	委員	住民代表
10		山室 大地	南阿蘇村認定農業者の会	会長	住民代表
11		荒牧 カヨ子	南阿蘇村民生委員・児童委員協議会	会長	住民代表
12		長尾 公代	南阿蘇村地域婦人会	会長	住民代表

任 期 令和4年9月30日 から 令和7年9月29日 まで

○南阿蘇村行政改革推進委員会設置要綱

平成17年4月1日
訓令第57号

(設置)

第1条 社会情勢の変化に対応した簡素にして効率的な村政の実現を推進するため、南阿蘇村行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、村の行政改革の推進に関し、村長の諮問に応じて調査審議する。

(委員)

第3条 委員会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、村政について優れた識見を有する者のうちから、村長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて村長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数となったときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月1日告示第81号)

この告示は、令和2年12月1日から施行し、令和2年9月1日から適用する。

附 則(令和4年5月2日告示第8号)

この訓令は、令和4年5月2日から施行する。

附 則(令和4年11月1日告示第14号)

この訓令は、令和4年11月1日から施行する。

行財政改革計画を 策定しました

令和3年3月に行財政改革計画を策定しました。計画の中で、住民の皆さまに関係する事項について次のとおりまとめましたので、行財政改革の推進につきまして、ご理解とご協力をお願いします。

〈問い合わせ〉総務課 総務係 TEL(67) 1111

【計画策定の趣旨】

村ではこれまで、国民宿舎の廃止、長陽地区3保育所の統合、長陽・白水地区各小学校の統合、統合庁舎の建設などの取り組みを進めてきました。

これからの自治体運営においては、人口減少や技術革新など急速な社会環境の変化を見据え、持続可能な暮らしづくりに取り組んでいくことが必要です。「村の将来像」である「**誰もが住みたい住み続けたい南阿蘇村**」の実現のためには、安定的な財政基盤と効率的な組織体制の構築を図る必要があります。

このため、令和3年度から令和7年度までの5力年間で計画期間とする行財政改革計画を策定し、行財政改革の基本的な考え方と取組みの方向性を明らかにし、具体的な取組みを進めていきます。



南阿蘇村の今と未来のため、行財政改革推進へのご理解とご協力をよろしく申し上げます

【令和2年9月に設置した南阿蘇村行政改革推進委員会に対して、行財政計画の策定に関して諮問をおこなったところ、次のような答申がありました】

●補助金削減と住民サービスの調和
単に事業費や補助金の削減、事業の合理化に固執することがないよう、また、真に必要な事業や補助金まで削減の対象とすることがないようにし、常に住民サービス向上と総合計画との調和を図りながら進めていくこと。



無駄を省きつつも良い所は伸ばしていくための補助金制度が期待されます

●関係者に対する説明と理解
影響を受ける関係者に対して、十分な説明をおこない、理解を求めること。

●事業効果の検証と見直し
持続可能な財政運営のため、各種事業の実施目的を明確化し、効果を検証し、見直しや継続について検討をおこなうこと。

●定員適正化と事業の効率化
定員適正化により職員に過度の負荷を生じさせることがないように、事務事業の効率化を図ること。

●スピード感をもって
行財政改革にかかる個別の取組みは、スピード感をもって実行すること。

●公共施設の運営
公共施設については、今後全ての施設を維持していくことは困難であるため、集約を進め、余剰となる施設については、除却だけでなく、利活用についても十分に検討をおこなうこと。



今後の利活用が計画されている閉校した中松小学校校舎

【計画概要】

①柔軟で機動的な組織体制の構築

●職員数の適正化

適正化に向けた第4次定員適正化計画を策定します。

●職員採用の平準化

新規職員採用者数については、各年度で平準化し、計画的に職員数の適正化を進めていきます。



ICTを活用し職員数の適正化を図るとともに、住民の皆さんの利便性向上を目指します

●機構改革の実施

制限された職員数でも住民サービス向上、災害対応などの行政課題へ対応できるように、効率的で機動的な業務体制の確立を目指します。

●事務事業のアウトソーシング

外部に委託または民営化しても支障のない業務について、費用対効果が期待できる場合には、アウトソーシングを進めます。

②持続可能な行政システムへの転換

●村単独事業の見直し

近隣町村と比較して過剰な内容となっている事業や、成果の検証がおこなわれず、無期限に継続されている事業が数多くあることから、継続の必要性、時限の設定、他の事業との統合について検討します。

●包括的相談支援窓口・機関の設置

既存の相談機関・相談支援体制を見直し、生活困窮、DV、障がい、介護などの包括的な相談支援窓口・機関の設置について検討します。

●行事・イベントの見直し

感染症拡大防止の観点から、開催内容を見直し、実施方法の変更、縮小、廃止について検討します。



コロナが収まり、安心してイベントを開催できる日が望まれます(コロナ禍前の撮影)

●総合窓口の設置

住民の利便性の向上を図るため、総合窓口の設置について検討します。

③行政デジタル化の推進

●スマホアプリによる情報伝達

防災行政無線のメ리트・デメリットを把握し、スマートフォンによる情報伝達方法への移行について検討をおこないます。

●住民協同の推進

定員適正化により職員数が減少した場合、地域活性化や防災に関し、より一層の住民協同が必要になります。自治会、自主防災組織、消防団、指定管理者などの機能強化を図る住民協同の在り方について検討をおこないます。



2017年(コロナ流行前)実施の防災セミナー。住民協同の大切さを学びました

●マイナンバーカードの普及促進

オンライン化による住民の利便性向上を目指し、オンライン化に必要なマイナンバーカードの普及促進に取り組みます。



今ならお得なマイナポイントももらえます(2021年4月現在)。申請はお早めに

④健全な財政基盤の確立

●補助金・扶助費交付事業の適正化

各補助・扶助事業について精査をおこない、交付の適正化について検討します。

●子育て支援事業の見直し

子育て支援に関する事業については、「子どもを産み育てやすい環境づくり」の観点から、現行の扶助制度を再構築し、より効果的かつ効率的な子育て支援につながるよう努めます。



子育て支援課「みなっこ」のイメージロゴ。子育てをしやすい村を目指します

● 団体補助金の適正化

交付を受ける団体などの運営や活動の内容、交付する目的や趣旨を明確にし、費用対効果や継続性などを検証したうえで、補助金支出の適正化に努めます。

● 大型事業の実施

大型事業の計画については、費用対効果、各種計画の重点施策に関するものか、地域活性化に資するものかなどを十分に検討して、財政健全化との両立を図ります。



白水地区3小学校の統合により生まれた新白水小学校校舎。白水地区の更なる活性化に大きく貢献します

● 各種税や保険料などの滞納解消

阿蘇管内併任徴収の活用などにより、各種税や保険料などの滞納解消に取り組めます。

● 口座振替の推進

各種税や料における口座振替は、金融機関処理手数料の削減、窓口負

荷低減、滞納の減少、ミスの減少など大きな効果があるため、一層の口座振替の推進に努めます。

● 保育料の適正化

適正な受益者負担の観点から、0〜2歳児の保育料や延長保育・一時保育などの特別保育における保育料の引き上げについて、調整をおこないます。

● 上下水道料金の適正化

上下水道事業における一般会計からの繰入れは、大きな財政負担となっており、旧村毎のままの料金体系となっていることから、上下水道料金の適正化や段階的な引き上げを検討します。

● 施設使用料の有料化

団体や住民による社会体育施設や会議室などの利用について、施設の維持などに係る負担の公平性・受益者負担の適正化の観点から、施設使用料の有料化を進めます。



村民のスポーツ交流の場として活用されている白水体育館などの社会体育施設

⑤ 人口規模に応じた公共施設の配置

● 公共施設の適正配置

合併により南阿蘇村は体育施設や観光施設など、数多くの公共施設を引き継いでいますが、運営費の負担増加、老朽化による修繕や更新問題が顕在化しています。施設の機能集約を図り、余剰施設・重複用途施設・老朽化施設の廃止または除却、受益者が限定される施設の払下げについて検討をおこないます。また、民間企業のサテライトオフィスや保養所などとしての利用が見込める余剰施設については、低価格または無償の民間譲渡による民設民営化を進めます。



2月より民間へ経営移行している「四季の森」。費用削減と住民サービスとの両立が求められます

● 生活排水処理事業

修繕費用の増加などにより管理費用が不足しており、問題解決に向けて将来的には使用料の改定や管理者の変更などを含めて検討します。

● 公営住宅の集約・入居者要件の見直し

新規の公営住宅建設は控え、老朽化した住宅については、解体撤去を進め、そのために必要な団地の集約、村営住宅の入居要件の見直しによる新規入居者の制限を検討します。



老朽化した団地からの集約先に使われた馬立団地

● 村道および農道整備

工事については、災害などからの現状復旧にかかるものを基本とし、改良および新設については大幅に削減します。

● 道路の舗装や補修

道路の舗装や補修については、道路の利用状況、補修の必要性などにより、緊急に必要な場合にのみおこなうこととします。

令和5年度の振り返り

◆令和5年度 南阿蘇村行政改革推進委員会・・・開催：1回

1 日 時 令和6年3月22日（金） 午前10時～午前11時20分

2 場 所 南阿蘇村役場 大会議室

3 出席者 委員 10名（2名欠席）
事務局 総務課3名他公共施設所管課

4 議事要旨

(1) 前回（令和4年度）の振り返り

- 事務局から説明。南阿蘇村行政改革推進委員会（公共施設の適正配置）の目的、昨年度の審議結果の振り返りなど。

(2) 令和5年度の進捗、今後の取組内容

- 所属ごとに対象施設の状況等を説明。対象施設は、公共施設一覧中の「方向性」欄に、「廃止」「民営化」「集約化・複合化」とある施設。

(3) その他（主な御意見・御質問）

- 施設の解体を予定しているものについて、解体後の土地はどのように利用するのか。
 - 旧長陽庁舎、長陽中央公民館
隣接する南阿蘇中学校の駐車場*やスクールバスの車庫等として整備する予定。
※ 南阿蘇中学校には体育館が2つあり、大会等での利用も多いため。
 - 旧河陰体育館
隣接するゲートボール場（グラウンド）の駐車場として整備する予定。
- 旧久石体育館を含め、今後も利用していく施設は耐震基準を満たしたうえで利用すべきである（「方向性」欄に、「修繕対応」「現状維持」とある施設）。
- 「長陽総合福祉温泉施センター ウィナス」等の温泉施設の売却（プロポーザル）では、10年間の温泉施設の存続という条件が障壁となっているのではないかと。地域には他にも温泉施設があるので、条件の見直しが必要ではないかと。
- 売却（民営化）、解体等する施設については、経緯や今後の展開（時系列にまとめたもの）を広報誌に掲載したり、庁舎に掲示したりするなど情報提供にも取り組んでいただきたい。
- 用途を廃止した村営住宅の解体に多額の費用を要するのであれば、現状のまま公売にかけてみればいいのか。買い手がつかなかった場合に解体すればいい。

以上

施設方針調査(方針の内容説明)

方針	内容
現状維持	建物は現状のまま適切に維持し、耐用年数経過後を目安に建替える。
現状維持 (建替えはしない)	軽微な修繕や大規模な改修は実施するが建替えは実施しない。
修繕対応	軽微な修繕等は実施するが、大規模な改修や建替えは実施しない。
長寿命化	長寿命化改修を実施し、耐力や機能を向上させ、耐用年数を超えて使用できるようにする。
廃止	施設用途を廃止し、建物を解体する。
削減	施設・建物の一部を廃止したり、減築したりする。
民営化	民間に売却・譲渡する。
地区移管	地区に売却・譲渡する。
集約化・複合化 (拠点施設)	同用途の施設を統合する、または、他用途の施設の機能を移転し、多機能化する。
集約化・複合化 (移転施設)	同用途の施設と統合する、または、他用途の施設に機能を移転し、多機能化する。
対応協議	関係課等と協議を行い、跡地利用等あり方を検討する。